令和６年１１月２８日版

■令和６年１２月以降のセーフティネット保証５号認定申請の主な変更点

（１）売上高要件において指定業種と非指定業種の両方を営んでいる事業者の申請方法が統一されます。

現行

イ② 「主たる事業」の売上高と「事業全体」 のそれぞれの最近３か月の売上高が、前年同期と比較して５％以上減少していること。

イ③ 「指定業種の事業」の最近３か月の売上高の減少額が「事業全体」の前年同期の売上高に対して５％以上減少しており、かつ、「事業全体」の売上高が前年同期と 比較して５％以上減少していること。

令和６年１２月以降

イ② 最近３か月の「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の売上高の５％以上を 占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近３か月の売上高が、前年同期と比較して５％以上減少していること。

（２）個社ではどうすることもできない外的要因による原材料費や人件費等の増加によって利益率の減少 が生じている場合、利益率要件での申請ができるようになります。具体的な要件は以下のとおりです。 なお、利益率要件の申請の際は、原材料費や人件費等の増加についてヒアリングを実施しますので、 必ず事業者の方がお越しください。

12 月以降

ハ① 「指定業種の事業」のみを行っており、最近３か月の月平均売上高営業利益率が、前年同期と比較して 20％以上減少していること。

ハ② 「指定業種の事業」と「非指定業種の事業」の両方を行っている場合は、最近３か月における「指定業種の事業」の売上高が「事業全体」の売上高の５％以上を占めており、かつ、「事業全体」と「指定業種の事業」のそれぞれの最近３か月の月平均売上高営業利益率が前年同期と比較して 20％以上減少していること。

（３）**計算書の記入内容の挙証資料（試算表、法人概況説明書、売上台帳等）の提出が必須となります。 利益率要件での申請の場合、試算表が必須です。**

**※上記に伴い、申請書の様式が変更となります。**